条例の点検・見直しシート

				作成年月日		平成24年6月25日					
条例の題名 三重県人事委員会が職権で喚問した証人の費用弁償についての条例			公	布 日	布 日 昭和26年10月2				F10 月 26日		
条 例 番 号		昭和26年三重県条例第37号	直近	6 改正日	昭和 48 年 7 月 6日						
所管部局課		人事委員会事務局	電	話番号	059-224-2930						
全国人事委員会が、地方公務員法第8条第6項の共 会員について定めるものである。				見定により	負問し	と証人	の費用	1	条例の 類型	法執行型	
視点	A TILO T	項目		回答			负		内容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当 性を有している。			はい		じ得る		(0)	ため、証人を	上映向りるこ	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい	証人で	E喚問	する際に	異	用弁償を行	う必要があ	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい		こよる ! い得る		くの	ため、証人を	・ 喚問するこ	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当なし							
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい	るもの	であり	地方自	自治	合方法につい 法第207条と ことが適当で	の均衡を	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	地方	公務員	法第8条	第	6項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。			はい							
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい							
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい	給に	こいて		定	に対する費 める手段に。 1る		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい							
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。			はい							
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい	つい	て定め	ており・	一 自	で 額及び支援であっても 関に支障が	規定を廃止	
率	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい							
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい							
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			はい							
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。			はい							
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			いいえ		こ対す)である		单侧	の支給であ	以 限定的	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていな い。			はい							
7	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			該当なし							
の他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			はい							
点検・見	改正を検討す	理 由 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の		特	記	事	項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無	
直し結果	&	要がないと考えるが、条項ずれの対応が必要であ							無	無	